

## 広島県告示第百八十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、平成十六年  
広島県告示第五百二十二号（臨港地区内における分区の指定）で指定した横田港臨港地区内  
における分区の一部を次のように変更する。  
なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において  
縦覧に供する。

令和二年三月九日

横田港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一  
変更前

分 区	域
漁 港 区	福山市内海町字坊地の一部
商 港 区	福山市内海町字坊地及び同市同町字白崎のそれぞれの一部
分 区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部

二  
変更後

分 区	域
漁 港 区	福山市内海町字坊地の一部
商 港 区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部
分 区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部